

お知らせ

募集や案内などさまざまな情報をお届けします



内子町役場 (0893) 44-2111
内子分庁 (0893) 44-2112
小田支所 (0892) 52-3111



内子町ホームページ
<http://www.town.uchiko.ehime.jp/>

地雷処理活動に関するパネル展のご案内



過去の内戦で残る地雷などのために多くの人々が被害に遭っているといわれ

るカンボジア。地雷処理活動の取り組みを紹介します。

● **展示期間** 12月14日(月) 正午～25日(金) 正午

● **場所** 内子自治センター

● **主催** NPO法人日本地雷処理を支援する会・内子自治センター

【問い合わせ】
内子自治センター
☎(0893) 44-3073

お知らせ

文化交流ウィラ高橋邸 休館のお知らせ



屋根の改修工事のため、次の期間を休館とします。ご迷惑をおかけしますが

ご理解とご協力をお願いします。

● **休館期間** 12月15日(火)～22年3月31日(水)

【問い合わせ】
町並・地域振興班(内子分庁内)

☎(0893) 44-2118

地震が起きたとき 火を出さないために

地震発生時にはテレビやラジオで「緊急地震速報」が発表されます。情報を活用し、落ち着いて行動しましょう。

○ **ガス機器からの出火防止**

外出時には元栓を閉め、ガスコンロ周辺には燃えやすいものを置かないようにしましょう。またガス漏れ遮断機が付いていない場合は、揺れが収まってから元栓を閉めましょう。

○ **石油機器からの出火防止**

最近の石油ストーブには耐震自動消火装置が付いていますが、揺れが収まってから、確実に消えているかを確認しましょう。また、そばにカーテンや洗濯物などを置かないようにしましょう。

○ **電気機器からの出火防止**

地震で電気機器が倒れたままの場合、電気が復旧した際に出火することがあります。避難などで家を空けるときは、ブレーカーを切り、コンセントを抜きましょう。

【問い合わせ】

大洲消防署 内子支署

☎(0893) 43-0119

特定最低賃金が 改正されました

愛媛労働局では、特定最低賃金を改正し、12月25日から施行することとしました。施工後の最低賃金(1時間)は次の通りです。

- ① パルプ、紙製造業 766円
- ② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 781円
- ③ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 745円
- ④ 船舶製造・修理業、船用機関製造業 790円
- ⑤ 各種商品小売業 690円

これらの特定最低賃金には適用除外労働者が定められています。また①～③の産業には適用除外業種が定められています。これに該当する場合は、愛媛県最低賃金 632円が適用されます。

【問い合わせ】

愛媛労働局 賃金室

☎(089) 935-5205

「障害者雇用納付金制度」 の一部が改正されました

主な改正点は次のとおりです。
(1) 常用雇用労働者数が201人以上300人以下のすべての中小企業は、障害者雇用納付金の申告を行う。

・雇用障害者が法定雇用率(1.8%)を超えている 調整金を支給

(1) 1人月額2万7千円
・満たない場合 納付金を納付(1人月額4万円)

(2) 週20時間以上30時間未満の短時間労働者を加えて納付金の申告などを行う。(労働者の数および雇用障害者数ともに算入)
(3) 除外率設定業種の除外率を10ポイント引き下げる。

【問い合わせ】

愛媛高齢・障害者雇用支援協会
障害者業務部

☎(089) 943-6622

進めよう、 ワーク・ライフ・バランス

えひめ仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 推進会議では、「えひめにおけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた提言」による取り組みを提案しています。

● **最優先課題・取り組み目標**

- (1) 総実労働時間の短縮(目標: 24年3月までに5%以上短縮)
- (2) 男性労働者の育児休業取得促進(目標: 年間1人以上取得)
- (3) 家族介護・看護を必要とする労働者への支援制度の充実

※提言内容はホームページに掲載しています。

【問い合わせ】

愛媛労働局 労働基準部 監督課

☎(089) 935-5203

<http://www.e-roundou.go.jp/>